

ID: 189

担当部署: 市民生活部 市民室 人権・男女共生課

処分の概要	使用の許可及び変更許可
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例 第5条
例 規 番 号	平成24年条例第38号
【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 男女共同参画センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 【基準】 根拠条文、第6条並びに芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条及び第5条の規定による。 (使用の制限) 第6条 市長は、男女共同参画センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、男女共同参画センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。 (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 営利行為を目的とするとき。 (4) 男女共同参画センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 (使用許可等) 第4条 条例第5条の規定による使用の許可は、使用の申請を受け付けた順序によるものとする。ただし、申請時において申請が競合する場合は、抽選によるものとする。 2 市長は、使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。 3 前条第2項に定める申請について許可したときは、申請者に許可した旨その他必要な事項を市長が指定する電磁的方法により通知するものとする。 4 男女共同参画センターを使用するときは、第2項の使用許可書を職員に提示しなければならない。ただし、前項に定める方法により許可を受けた者は、許可書の提示に代えて、職員に受付番号を申し出なければならない。 (使用の変更) 第5条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)がやむを得ない事由により、使用許可事項を変更するときは、使用日の14日前までに、使用変更申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、前条第3項に定める方法により許可を受けた者は、許可書の提示に代えて、職員に受付番号を申し出なければならない。 2 使用許可の変更は1回限りとし、変更を承認したときは、使用許可変更承認書を交付する。この場合において、既に納付した使用料に差額のあるときは、その差額を精算しなければならない。	

標準処理期間		1 日	
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日